

浄化槽清掃廃業等届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

許可業者 （届出者）	住所
	（法人の場合はその所在地） 電話（ ） 氏名 (印) （法人の場合はその名称、代表者の氏名）
	許可番号
指令番号	
許可年月日	年 月 日
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	

- 添付書類 1 清掃業許可証
2 廃業等の理由が証明できる書類

新潟県浄化槽法定検査実施要領の改正について（通知）

平成18年1月31日付け廃第2049号
保健所長あて新潟県県民生活・環境部長通知※

記

このことについて、別紙のとおり標記要領を改正し、平成18年2月1日から施行することとしたので通知します。
貴管内の浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査（以下「法定検査」という。）の受検率の向上のため、法定検査の受検について浄化槽管理者への啓発に努めてください。

また、20人槽以下の浄化槽に限り、BOD検査及び採水員制度の導入により、検査の効率化を図った浄化槽法第11条に規定する水質検査（効率化11条検査）を実施することとしたので、遺漏のないよう貴管内の浄化槽管理者、保守点検業者等への指導をお願いします。

※本通知は、新潟市、(社)新潟県浄化槽整備協会、新潟県環境整備事業協同組合、新潟市浄化槽協会及び指定検査機関に対しても参考送付されている。

別紙

新潟県浄化槽法定検査実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条及び第11条に定める水質に関する検査（以下「法定検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（浄化槽管理者等の責務）

第2条 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定により浄化槽の保守点検及び清掃をするとともに、法第7条第1項及び第11条第1項の規定により法定検査を受けなければならない。

2 法第7条の規定による検査（以下「法第7条検査」という。）は浄化槽が適正に設置されているか否かを早い

時期に確認するために、法第11条の規定による検査（以下「法第11条検査」という。）は浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かにつき判断するために行うものである。

- 3 し尿のみを処理する浄化槽を使用する者は、浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第3条の規定により、し尿及びこれを併せて雑排水を処理する浄化槽の設置等に努めなければならない。
（県等の責務）

第3条 県及び新潟市は、法定検査が適切かつ確実に実施されるよう、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽保守点検業者等に対し助言及び指導を行うものとする。

- 2 県及び新潟市は、法第7条第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定検査機関から報告された法定検査の結果等を踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生の確保のため必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者等に対し、浄化槽の設置又は維持管理の改善等について助言又は指導を行うものとする。
（指定検査機関の責務）

第4条 指定検査機関は、法定検査制度の趣旨を十分理解し、法定検査の実施率の向上を図るため、検査員（環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第55条第1項第5号に規定する検査員をいう。以下同じ。）の養成及び法定検査の啓発普及に努めるとともに、法定検査の実施を通じて、浄化槽の適正な設置又は維持管理について浄化槽管理者への助言に努めるものとする。
（浄化槽保守点検業者の責務）

第5条 浄化槽保守点検業者は、新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟県条例第34号）第11条第3項及び新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟市条例第34号）第10条第3項の規定により、浄化槽管理者に対し、法定検査を受けさせるよう啓発するとともに、法定検査が円滑に実施されるよう積極的に協力するものとする。
（関係団体の責務）

第6条 浄化槽に係る団体は、法定検査が円滑に実施されるようその会員に周知するとともに、浄化槽管理者への受検の啓発に努めるものとする。
（法定検査の手続）

第7条 指定検査機関は、その検査業務を行う地域に存する浄化槽について、浄化槽管理者からの申込みを受けて、法定検査を実施するものとする。
2 法第7条検査にあっては当該浄化槽を設置した浄化槽工事業者、法第11条検査にあっては保守点検業者は、浄化槽管理者から依頼されたときは、浄化槽管理者に代わって前項の申込みを行うものとする。
（法第7条検査の実施前の事務処理）

第8条 所轄保健所長（当該浄化槽が存する地域を所轄する保健所の長（新潟市にあっては市長）をいう。以下同じ。）は、法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条第5項の規定による浄化槽に関する通知に係る書類の写し等を取りまとめ、指定検査機関に提供するものとする。
2 指定検査機関は、前項の書類の写し等の提供を受けたときは、法第7条検査の実施計画を定め、浄化槽管理者に法第7条検査の受検について通知するとともに、当該実施計画を浄化槽保守点検業者に通知し、法第7条検査の実施について協力を依頼することができる。
（法定検査の実施）

第9条 法定検査は、外観検査、水質検査及び書類検査とし、別表第1に定める法定検査項目について実施するものとする。
2 水質検査は、別表第2に定める方法により実施するものとする。

3 指定検査機関は、法定検査を当該指定検査機関の検査員に実施させるものとする。ただし、別表第1の効率化11条検査の欄を適用して実施する法第11条検査（以下「効率化11条検査」という。）については、当該指定検査機関の職員（当該指定検査機関が法第11条検査の一部を浄化槽保守点検業者に委託した場合にあっては、当該保守点検業者の職員を含む。）のうち効率化11条検査を適正に実施することができる者として新潟県浄化槽法定検査管理協議会（以下「協議会」という。）から指定を受けた者（以下「採水員」という。）に実施させることができる。

4 法定検査の実施に当たっては、検査員にあっては身分証明書（別記第1号様式）を、採水員にあっては協議会が交付する採水員証明書を携帯し、浄化槽管理者その他の関係者から求められたときは、これを提示するものとする。

5 指定検査機関は、法定検査を実施したときは、検査済証（別記第2号様式）を浄化槽管理者に交付するものとする。
（検査票及び検査結果書）

第10条 法第7条検査は、浄化槽設置状況検査票（別記第3号様式）及び浄化槽法定検査結果書（法第7条）（別記第4号様式）により行うものとする。

2 法第11条検査は、浄化槽維持管理検査票（別記第5号様式）及び浄化槽法定検査結果書（法第11条）（別記第6号様式）により行うものとする。ただし、効率化11条検査は、浄化槽維持管理検査票に代えて簡易な検査票（以下「簡易検査票」という。）により行うことができる。

3 浄化槽設置状況検査票、浄化槽維持管理検査票及び簡易検査票（以下「検査票」という。）は、検査員又は採水員が検査の際に浄化槽の設置場所において、検査項目ごとに次条第1項の規定により行った検査結果の判断を記入するものとする。ただし、効率化11条検査の検査項目のすべてに異常が認められないときは、検査票の作成を省略することができる。

4 浄化槽法定検査結果書（法第7条検査）及び浄化槽法定検査結果書（法第11条検査）（以下「検査結果書」という。）は、次条第2項の規定により行った検査結果の判定及び浄化槽の設置又は維持管理について改善が望ましいと認められる事項等を記入するものとする。

5 指定検査機関は、検査票の原本及び検査結果書の写しを法定検査を行った日から3年間保存するものとする。

（検査結果の判断及び判定）

第11条 検査票に係る検査結果の判断は、次の各号によるものとする。

(1) 外観検査については、外観検査に係る検査項目について異常が認められるかどうかにより判断するものとし、異常が認められるときは、その内容を備考欄等に記入するものとする。

(2) 水質検査については、別表第3に定める望ましい範囲に照らして判断するものとする。ただし、同表に定める望ましい範囲は、検査に係る浄化槽の機能状態が望ましい状態にあるかどうかを水質検査に係る検査項目について示したものであり、当該浄化槽の水質検査の結果が、当該範囲に該当しないことをもって、直ちに当該浄化槽の設置又は維持管理が不適正であると認められるものではないことに十分留意するものとする。

(3) 書類検査については、検査に係る浄化槽の保守点検及び清掃の実施回数並びに記録の保存の有無及び記載内容により判断するものとする。なお、当該記録の記載内容については、保守点検及び清掃がそれぞれ保守点検の技術上の基準及び清掃の技術上の基準に従って実施されたことが記録されているか否か検査するものとする。

2 検査結果書に係る検査結果の判定は、外観検査、水質検査及び書類検査の結果から判断して、次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 浄化槽の設置に関する判定区分

ア 適正 イ及びウに該当しない場合をいう。

イ おおむね適正 浄化槽の機能を維持していく上で一部改善することが望ましいと認められる場合（ウに該当する場合を除く。）をいう。

ウ 不適正 浄化槽の構造基準又は浄化槽工事の技術上の基準に違反し、又はそのおそれがあり、改善を要すると認められる場合をいう。

(2) 浄化槽の維持管理に関する判定区分

ア 適正 イ及びウに該当しない場合をいう。

イ おおむね適正 浄化槽の維持管理について一部改善することが望ましいと認められる場合（ウに該当する場合を除く。）をいう。

ウ 不適正 浄化槽の保守点検又は清掃に関する法の規定に違反し、又はそのおそれがあり、改善を要すると認められる場合をいう。

（法定検査に当たっての留意事項）

第12条 法定検査に当たっては、当県が雪国であり、冬期間の浄化槽の保守点検及び清掃が困難である等の特殊性を十分考慮して、法定検査の実施の時期を定めるものとする。

2 法第7条検査に当たっては、可能な範囲で当該浄化槽の工事に係る記録等を参考とするものとする。

3 法第11条検査（効率化11条検査を除く。）に当たっては、法第7条検査又は前回の法第11条検査の結果の概要をあらかじめ浄化槽維持管理検査票の「前回の法定検査結果の概要」欄に記入しておくものとする。

4 法第7条検査の判定に当たっては、当該浄化槽の設置状況を勘案し、今後当該浄化槽の保守点検、清掃又は使用に当たり留意すべき事項がある場合には、その内容を浄化槽法定検査結果書（法第7条）の「留意事項」欄に記入するものとする。

5 法第11条検査の判定に当たっては、当該浄化槽について構造又は規模の変更工事が必要と認められる事項又は使用に当たり留意すべき事項がある場合には、その内容を浄化槽法定検査結果書（法第11条）の「留意事項」欄に記入するものとする。

(法定検査後の措置)

- 第13条 指定検査機関は、法定検査の終了後、速やかに検査結果書を作成し、浄化槽管理者に交付するものとする。
- 2 指定検査機関は、「不適正」又は「おおむね適正」と判定された浄化槽について前項の規定により検査結果書を交付したときは、直ちに、当該検査結果書の写しに、法第7条検査にあっては浄化槽設置状況検査票の写しを、法第11条検査にあっては浄化槽維持管理検査票又は簡易検査票の写しを添えて、所轄保健所長に送付するものとする。
 - 3 前項の規定により検査結果書等の写しの送付を受けた所轄保健所長は、必要があると認めるときは、当該浄化槽の立入検査を行う等により適切な措置をとるものとする。
 - 4 第2項の規定により「不適正」と判定された浄化槽について検査結果書の写しの送付を受けた所轄保健所長は、その検査結果書が法第7条検査に係るものである場合にあっては当該検査結果書の写し及び浄化槽設置状況検査票の写しを当該浄化槽の存する区域を所轄する特定行政庁及び関係市町村（環境担当課）に、その検査結果書が法第11条検査に係るものである場合にあっては当該検査結果書の写し及び浄化槽維持管理検査票又は簡易検査票の写しを関係市町村（環境担当課）に送付するものとする。
 - 5 指定検査機関は、法第7条第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、毎月末までに、その前月中に実施した法定検査に関する次の事項を所轄保健所長に報告しなければならない。
 - (1) 法定検査を行った年月日
 - (2) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
 - (3) 設置場所
 - (4) 法第13条第1項又は第2項の認定を受けている浄化槽にあっては、当該浄化槽を製造した者の氏名又は名称及び浄化槽の名称
 - (5) 法第7条検査に関する報告の場合にあっては浄化槽工事及び保守点検を行った者の氏名又は名称（法第7条検査の前に清掃を行った場合にあっては、当該清掃を行った者の氏名又は名称を含む。）、法第11条検査に関する報告の場合にあっては前回の法第11条検査（法第11条検査を受けたことがない浄化槽にあっては、法第7条検査）の後に保守点検及び清掃を行った者の氏名又は名称
 - (6) 法定検査の結果（浄化槽の機能に障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合にあっては、その原因を含む。）
 - 6 指定検査機関は、毎年度、当該年度に受けるべき法定検査を受けていない浄化槽管理者について、浄化槽法定検査未受検者一覧表（別記第7号様式）を作成し、翌年度の4月30日までに所轄保健所長に報告するものとする。

附 則

この要領は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成18年2月1日から施行する。

別表第1 法定検査項目

区分	法定検査項目		
	法第7条検査	法第11条検査	効率化11条検査
外観検査	1 設置状況 2 設備の稼働状況 3 水の流れの状況 4 使用の状況 5 悪臭の発生状況 6 消毒の実施状況 7 か、はえ等の発生状況 注) 細目は、浄化槽設置状況検査票に掲げるとおりとする。	1 設置状況 2 設備の稼働状況 3 水の流れの状況 4 使用の状況 5 悪臭の発生状況 6 消毒の実施状況 7 か、はえ等の発生状況 注) 細目は、浄化槽維持管理検査票に掲げるとおりとする。	1 設置状況 (漏水の状況、循環装置の固定状況、その他の内部設備の固定状況、流入管渠及び放流管渠の設置状況並びに送風機の設置状況) 2 設備の稼働状況 (循環装置の稼働状況) 3 水の流れの状況 (流入管渠 (路) の水流の状況及び放流管渠 (路) の水流の状況) 注) () 内の細目の意義は、浄化槽維持管理検査票に掲げる細目と同様とする。
水質検査	1 水素イオン濃度 2 汚泥沈殿率 3 溶存酸素量 4 透視度 5 塩化物イオン濃度 6 残留塩素濃度 7 生物化学的酸素要求量	1 水素イオン濃度 2 溶存酸素量 3 透視度 4 残留塩素濃度	1 水素イオン濃度 2 溶存酸素量 3 透視度 4 塩化物イオン濃度 5 残留塩素濃度 6 生物化学的酸素要求量 注) 腐敗型浄化槽にあっては、溶存酸素量の測定を要しない。
書類検査	使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否かを検査する。		

注) 効率化11条検査の欄は、20人槽以下の浄化槽について適用することができる。

(以下、様式等は省略)